

大口町告示第21号

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱（令和6年大口町告示第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100万円」を「600万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる額とし、<u>600万円</u>を限度とする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる額とし、<u>100万円</u>を限度とする。</p>